

# 容器包装リサイクル法の概要

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

酒類容器等の3R

国税庁酒税課

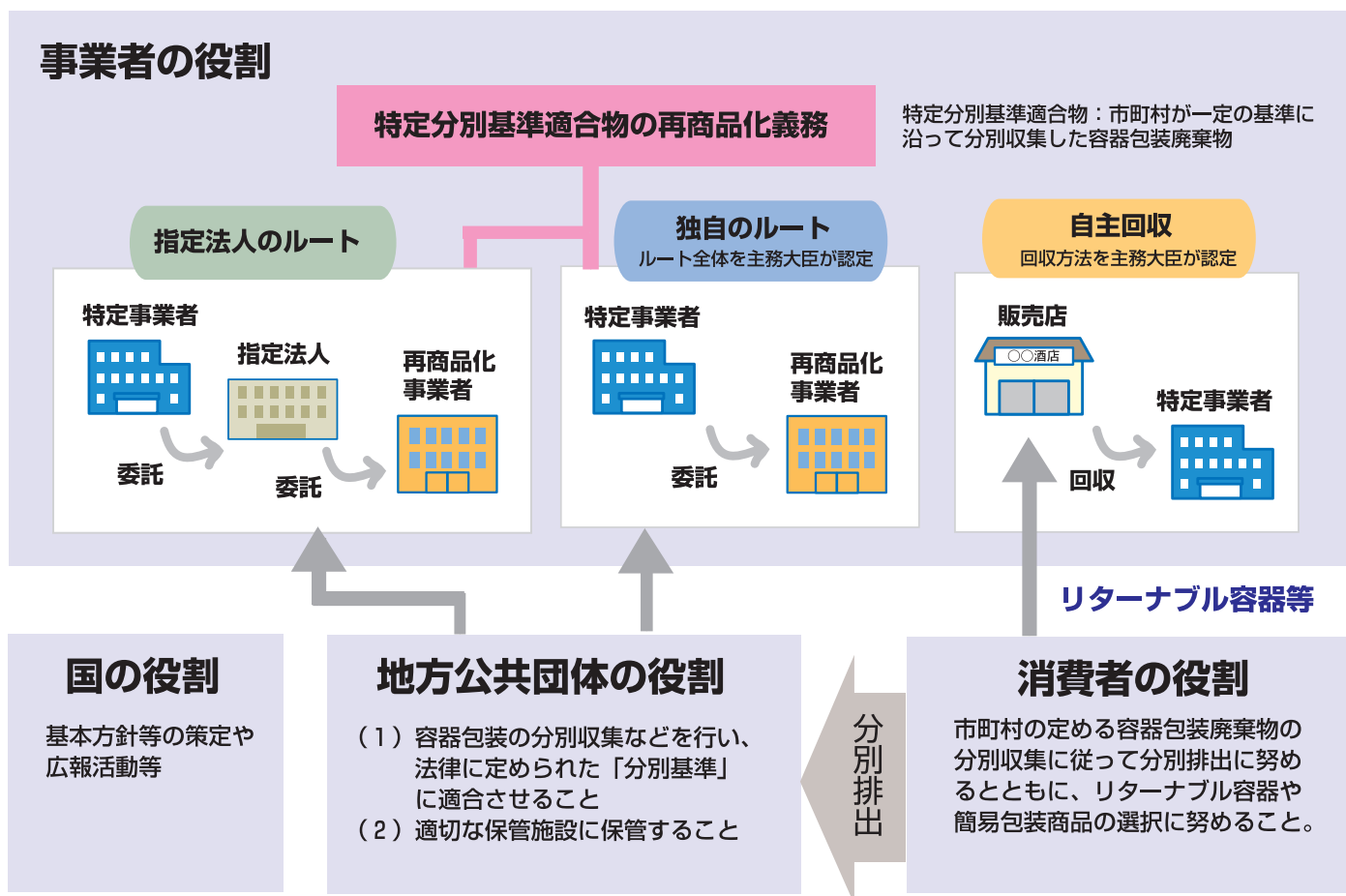
## ●法律の目的

一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

## ●法律の概要

容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた物の再商品化の促進に関する事項が規定されています。酒類業者が特定事業者（※）に該当する場合は、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製容器包装を除く）の使用量・製造量に応じて再商品化（リサイクル）が義務付けられています。

## ●容器包装リサイクル法の概要図



### ※特定事業者とは…

容器包装リサイクル法では、再商品化の義務を負う事業者を「特定事業者」といい、次の3つの類型に分けられます。

特定事業者の類型	意義
特定容器利用事業者	販売する商品を、特定容器に入れて販売する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器の製造等を行う事業者
特定包装利用事業者	販売する商品を、特定包装で包んで販売する事業者

上記はいずれも輸入業者を含むこととされており、また、他の者に委託した者も含むこととされています。

特定事業者に該当するか否かは「再商品化義務の有無の判定方法」をご覧ください。